

石川県高等学校囲碁連盟規約

第一章 総則

- 第 1 条 本連盟は石川県高等学校囲碁連盟と称する。
- 第 2 条 本連盟は石川県内の国公立高等学校、特別支援学校及び高等専門学校の囲碁部、同好会、その他囲碁を行っている部活動をもって組織する
- 第 3 条 本連盟は事務局を会長の指定する場所におく。

第二章 目的

- 第 4 条 本連盟は石川県高等学校文化連盟囲碁専門部（石高文連囲碁部と称す）とともに、高等学校における囲碁の健全な発展にあわせ、囲碁を通じての人格形成ならびに相互の親睦をはかることを目的とする。

第三章 事業

- 第 5 条 本連盟は第 4 条の目的を達するため次の事業を行なう。
1. 高等学校囲碁選手権大会を開催
 2. 研究会、講習会、親睦交流を図るための各種囲碁大会の開催
 3. その他連盟の目的達成に必要な事業

第四章 役員

- 第 6 条 本連盟に次の役員をおく。
- 会長 1 名（石高文連囲碁部部長があたる）
- 副会長 若干名
- 理事長 1 名（石高文連囲碁部副部長を兼ねる）
- 理事 若干名（石高文連囲碁部理事を兼ねる）
- 監査 2 名
- 本連盟に顧問及び参与をおくことができる。
- 第 7 条 役員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は本連盟を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。
 2. 理事長は理事会を代表し、本連盟の運営ならびに会務の処理にあたる。
 3. 理事は理事会を構成し、次の事項を行なう。
事業計画、予算及び決算、規約改正、役員改選、その他理事会が必要と認めた事項
 4. 監査は会計を監査する。

- 第 8 条 役員の選出は副会長、理事、監査は会長が委嘱する。理事長は理事会で互選する。
- 第 9 条 顧問および参与は理事会の推挙により会長が委嘱し、重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 第 10 条 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第五章 会議

- 第 11 条 本連盟の会議は理事会と総会とする。
- 第 12 条 総会は石川県内の国公立高等学校及び特別支援学校の囲碁部、同好会、その他囲碁を行っている部活動の代表をもって構成し、役員、予算、決算、その他重要事項を審議する。

- 第 13 条 理事会は会長、副会長および理事で構成し、本連盟の運営その他の事項を審議する。召集は会長、又は理事がする。

第六章 会計

- 第 14 条 本連盟の経費は会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
- 第 15 条 本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第七章 付則

- 第 16 条 規約は総会の議決を得て変更することができる。議決は出席者の過半数とする。
- 第 17 条 この規約は昭和 55 年 11 月 1 日施行。昭和 59 年 4 月 1 日改正施行。平成 3 年 4 月 1 日改正施行。令和 7 年 5 月 18 日改正施行。

石川県高等学校文化連盟囲碁専門部規約

- 第 1 条 この会は石川県高等学校文化連盟囲碁専門部と称する。
- 第 2 条 この会は石川県内の国公立高等学校及び特別支援学校の囲碁部、同好会、その他囲碁を行っている部活動をもって組織する
- 第 3 条 この会の事務局を会長の指定する場所におく。附則 1 に所在地を明示する。
- 第 4 条 この会の目的は石川県高等学校囲碁連盟（以下、石高囲連と称す）の目的と同一であり、目的達成のために石高囲連とともに事業を行う。
- 第 5 条 この会に次の役員（石川県高等文化連盟規約による）をおく。
- 部長 1 名（石高囲連会長を兼ねる）
- 理事長 1 名（石高囲連理事長を兼ねる）
- 理事 若干名（石高囲連理事を兼ねる）
- 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
- 第 6 条 この会の会議は理事会と顧問会議とする。
- 第 7 条 この会の経費は石川県高等文化連盟の囲碁部予算をもってこれにあてる。
- 第 8 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 第 9 条 この規約は令和 7 年 5 月 18 日から発効し、その変更には顧問会議の過半数承認を得なければならない。附則は理事会の決定による。

- 附則 1 令和 7 年度の事務局所在地を、金沢大学附属高等学校（石川県金沢市平和町 1-1-15）に置く。